

新潟県条例第13号

新潟県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例

新潟県看護職員修学資金貸与条例（昭和39年新潟県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(返還の債務の当然免除) 第7条 （略） 2 前項に規定する特定医療施設等とは、県内に所在する次に掲げる施設等をいう。 (1)～(5)（略） (6) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項に規定する <u>母子健康包括支援センター</u> （助産師の場合に限る。） (7)～(9)（略）	(返還の債務の当然免除) 第7条 （略） 2 前項に規定する特定医療施設等とは、県内に所在する次に掲げる施設等をいう。 (1)～(5)（略） (6) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項に規定する <u>母子健康センター</u> （助産師の場合に限る。） (7)～(9)（略）

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。